

北区青少年育成協議会活動補助金交付要綱

令和2年4月1日

北 区 長 決 定

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、北区が、青少年育成協議会活動支援要綱（令和2年3月9日こども家庭局長決定、以下「活動支援要綱」という。）第4条第2項により登録が決定した青少年育成協議会の活動の促進・発展をはかり、地域における青少年の健全育成活動を支援するため、その事業実施に必要な経費の一部を補助するために必要な内容を定めることを目的とする。

2 補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年4月1日神戸市規則第38号）および活動支援要綱の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

3 補助金の手続については、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成28年3月24日市長決定、以下「補助金交付要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 青少年育成協議会活動支援要綱第6条第2項において別に定めることとされている活動補助金の額については、以下のとおりとする。

補助金の種類	補助対象経費	補助金の額 (上限)
運営費	活動支援要綱第2条第1号に定める団体の運営にかかる経費。 ただし、補助金交付要綱第6条第1号から第5号に掲げる経費を除く。	70,000円
活動助成金	活動支援要綱第2条第1号に定める団体が実施する行事にかかる経費。 ただし、補助金交付要綱第6条第1号から第5号に掲げる経費を除く。	80,000円

(団体登録の変更)

第3条 活動支援要綱第4条2項の規定により区に登録された青少年育成協議会（以下「青少協」という）は、登録内容に変更があった場合、区長にその旨を通知する。

第2章 運営費にあたる活動補助金の手続

(運営費の交付申請)

第4条 運営費にあたる活動補助金（以下「運営費」という。）の交付を受けようとする

る青少協は、活動補助金交付申請書（様式第4号）に、次の書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度 事業計画書
- (2) 当該年度 予算計画書

（運営費の交付決定）

第5条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、運営費の交付決定を行い、当該青少協に対し、活動補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。このとき、区長は必要な条件を付すことができるものとする。

- 2 第1項の通知を受けた青少協は、活動補助金交付請求書（様式第6号、以下「請求書」という。）を区長に提出することにより請求するものとする。
- 3 区長は、前項の請求があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める場合は、補助金規則第18条第2項の規定に基づき、速やかに運営費の交付決定額を当該青少協に交付する。

（活動報告及び運営費の確定等）

第6条 前条の規定により補助金の交付を受けた青少協は、当該年度終了後、速やかに実績報告書（様式第7号）に、次の書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度 事業報告書
- (2) 当該年度 決算報告書
- 2 区長は、前項の実績報告書を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付決定額を上限として、運営費の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により当該青少協に通知する。
- 3 区長は、前項により確定した運営費の交付額（以下、「交付確定額」という。）が、交付決定額と同額である場合は、補助金規則第16条第2項の規定に基づき、前項の規定による通知を省略することができる。
- 4 区長は、交付確定額が交付決定額より減額となった場合は、当該青少協に対して速やかに当該差額を請求するものとする。
- 5 当該青少協は、前項の請求があった場合は、定められた期限までに、区長の指定した方法により、補助金を返還しなければならない。

第3章 活動助成金にあたる活動補助金の手続

（活動助成金）

第7条 活動助成金にあたる活動補助金（以下「活動助成金」という。）は、青少協が開催する行事に対して、年間総額8万円を上限とし助成する。

- 2 活動助成金の交付は、上限8万円以内であれば、複数行事の交付を認める。

(活動助成金の交付申請)

第8条 活動助成金の交付を受けようとする青少協は、行事毎に、活動補助金交付申請書(様式第4号)に、次の書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 行事計画書
- (2) 行事予算計画書

2 ただし、運営費申請時に提出があり、それにより活動内容が確認できる場合はこの限りでない。

(活動助成金の交付決定)

第9条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、活動助成金の交付決定を行い、当該青少協に対し、活動補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知する。このとき、区長は必要な条件を付することができるものとする。

(活動報告及び活動助成金の確定等)

第10条 前条の規定により活動助成金の交付を受けた青少協は、当該行事終了後、速やかに、活動助成金行事報告書に、次の書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 行事決算報告書

2 区長は、前項の報告書を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付決定額を上限として、活動助成金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第8号)により当該青少協に通知する。

3 区長は、活動助成金の交付確定額が、交付決定額と同額である場合は、補助金規則第16条第2項の規定に基づき、前項の規定による通知を省略することができる。

4 第2項の通知を受けた青少協は、請求書を区長に提出することにより請求するものとする。

5 区長は、前項の請求があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める場合は、補助金規則第18条第2項の規定に基づき、速やかに活動助成金の交付確定額を当該青少協に交付する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。